令和８年 11 月６日（金）

職員の懲戒処分について

このたび、本町職員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

１　処分対象職員　　所属　　総務部
　　職名　　主任
　　年代　　３０歳代

２　処分内容　　停職６か月（令和８年 11 月５日）

３　処分事由　　当該職員は、令和８年７月中旬から令和８年９月中旬までの間、週休日及び休日を除く計 47 日間、正当な理由なく欠勤するとともに、再三にわたる面談の要請、勤務意思の確認及び必要な諸手続の履行等に応じないなど、職務上の命令に従わなかったものです。
　この行為は、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第 35 条（職務に専念する義務）に違反するものであり、同法第 29 条第１項第１号及び第２号の規定に基づき、懲戒処分を行いました。

４　その他　　本日付けで、対象職員からの退職届を承認しております。